

平成 31年 1月28日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成30年分の個人確定申告の準備

給与所得者の大部分の方は年末調整により所得税等が精算されるため確定申告は不要ですが次のような場合は確定申告が必要になりますので早目に準備をして申告を済ませるようにして下さい。

《 会社員やパート、アルバイトなどの給与所得者 》

- (1) 給与の収入金額が2,000万円を超えている人。
- (2) 給与収入が1ヶ所からで、副業の所得が20万円を超えている人。
- (3) 給与収入が2ヶ所以上あり、少ない方の給与が20万円を超えている人。
- (4) 同族会社の役員やその親族などから給与を得ていて、給与以外に、例えばその同族会社から家賃収入などのある人。

《 退職所得のある人 》

退職時に「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出していない場合、20.42%が源泉されますので税金が戻る可能性があります。

外国企業から受け取った退職金で源泉徴収がされなかった方。

《 年金受給者など雑所得のある人 》 老齢基礎年金、老齢厚生年金や企業年金など

65歳未満の場合は108万円、65歳以上の場合は158万円を超える公的年金やそのほかの年金を受け取っている人。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象になっている場合は確定申告の必要はありません(確定申告不要制度が有ります)。

《 その他確定申告により税金が戻る可能性などの項目例 》

- (1) 医療費控除を受ける方(医療費が年間10万円を超える場合など)。
- (2) 住宅の購入やリフォームで住宅ローンを借りたローン控除は、初年度は確定申告が必要。
- (3) 寄附金控除(ふるさと納税でワンストップ特例を利用した場合は原則不要)。
- (4) 株式等の売買で損失が生じた場合(上場株式会社では3年間損失の繰越が可能)。
- (5) 災害や盗難などにより家屋や家財に損害を受けた場合。

今年の確定申告期間は、平成31年2月18日～3月15日となっています。また還付申告の場合は、この申告期間より前でも受け付けしておりますので、早く手続きすることにより早く還付金を受け取ることが可能になります。

また、この時期は昨年一年間に財産の贈与を受けた人で基礎控除額110万円を超える場合は、贈与税の申告納税が必要になり2月1日～3月15日における手続きになります。